



高松市告示第336号

高松市立高松駅前広場地下駐車場ほか3施設における利用料金（「駐車場使用料」及び「有料自転車等駐車場駐車料」）の徴収及び収納に関する業務に係る指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第3項の規定により告示します。

令和8年6月2日

高松市長 大西 秀人

1 委託先

高松市サポート2番1号  
シンボルタワー開発株式会社  
代表取締役 榎田 素之

2 取り扱う公金の種類

高松市立高松駅前広場地下駐車場ほか3施設における利用料金（「駐車場使用料」及び「有料自転車等駐車場駐車料」）

3 対象施設

高松市立高松駅前広場地下駐車場  
高松市立高松シンボルタワー地下駐車場  
高松市立高松駅南交通広場駐車場  
高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場

4 指定をした日

令和8年4月1日

5 公金事務の委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで